

事務連絡
令和6年2月29日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」
に対する意見募集（パブリックコメント）について（情報提供）

平素は、本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針により、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処されています。

この度、国土交通省を通じ、公正取引委員会より、業界の商習慣、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更することとし、別添の通り意見募集（パブリックコメント）が開始された旨の情報提供がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントに応じて意見提出を行った場合には、全建事業部宛てにも同内容についてご連絡を下さいますようお願い申し上げます。

《添付資料》

別紙1 国交省通知文

別紙2 手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について(案)

別紙3 新旧対照表

《パブリックコメント サイトURL》

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/p-comment/p_comment.html

以上

(担当) 事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」に対する意見募集について

令和6年2月28日
公正取引委員会

公正取引委員会は、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」と総称する。）が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針により、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきたところです。

今般、公正取引委員会は、業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更することとし、

- ① 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を発出
- ② 「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」を改正
- ③ 「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」を改正

することとしました。

つきましては、別紙「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」について、下記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（那覇市）において供覧

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-3373（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp

2 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）＜意見提出フォームの場合＞

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」に対する意見募集について」画面で、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」をクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

(2) 電子メールの場合

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス:kitori3373-2 -O-jftc. go. jp(迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。)

メールの件名を「手形サイトの指導基準に対する意見」と明記してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
手形サイトの指導基準パブリックコメント担当 宛て

(4) 意見提出期限

令和 6 年 3 月 2 8 日（木） 1 8 : 0 0 必着

(5) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について
(案)

令和6年●月●日付け取引部長通知
公正取引委員会事務総局取引部長

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

附 則（令和6年●月●日付け取引部長通知）

（施行期日）

第1条 この通知は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この通知の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第3条 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和60年12月25日取引部長通知。以下「一括決済方式指導方針」という。）を次のように改正する。

「7」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（一括決済方式指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第4条 前条の規定による改正後の一括決済方式指導方針「7」の規定は、施行日以後に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

正)

第5条 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平成21年6月19日取引部長通知。以下「電子記録債権指導方針」という。）の一部を次のように改正する。

「2 決済期間」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（電子記録債権指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第6条 前条の規定による改正後の電子記録債権指導方針「2 決済期間」の規定は、施行日以後に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について 新旧対照表

○ 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和 60 年 12 月 25 日取引部長通知）（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(決済期間)</p> <p>7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>60 日以内</u>とすること。</p>	<p>(決済期間)</p> <p>7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）</u>とすること。</p>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について 新旧対照表

○ 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平成 21 年 6 月 19 日取引部長通知）（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 決済期間</p> <p>下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>60 日以内</u>とすること。</p>	<p>2 決済期間</p> <p>下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）</u>とすること。</p>